平成２８年（フ）第７号
北海道室蘭市中島町３丁目27番７号
債務者　鈴木　基弘
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第５９８号
宮城県塩竈市花立町７番16号
債務者　堀米　真紀
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金成　有祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
大阪府松原市東新町４―12―16、住民票上の住所堺市北区金岡町1988番地
債務者　田中　利昭
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡筋　泰之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７３１号
広島市中区江波南２丁目12番10―808号
債務者　服部　里美
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６７号
広島市西区古江東町18番41―101号
債務者　北本　義明
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩元　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８３号
広島市西区観音新町２丁目16番46号
債務者　和田　久男
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧川　智昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
高知市潮新町１丁目７番16号
債務者　金澤　裕二
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５号
高知市潮新町１丁目７番16号
債務者　金澤　眞理
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１４号
福島市岡部字当木前38番地の２　サンフローラＢ105号室
債務者　菅原　達也
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福島地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１２号
北海道檜山郡江差町字円山32番地10
債務者　柴田　一美
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第１号
北海道檜山郡江差町字新地町20番地
債務者　西山　優子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第９号
埼玉県行田市大字長野1829番地３　４棟506号
債務者　鈴木　一男
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２０号
埼玉県熊谷市柿沼876番地７　ピアレス熊谷102
債務者　伊東絵美子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７９号
札幌市西区平和１条７丁目３番19号
債務者　長内　恵子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９３７号
名古屋市熱田区伝馬２丁目５番19号　セゾン姥堂403号
債務者　田浦　博人
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０号
札幌市北区新川西２条５丁目３番７号
債務者　眞野　　卓
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
札幌市豊平区旭町１丁目１番24―315号
債務者　太田　惠子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５号
札幌市東区北15条東18丁目１番22―501号
債務者　久保田雅美
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部